

# 第 73 回 河川レンジャー制度運営委員会

日 時：令和 6 年 12 月 9 日（月） 15:00～16:30  
場 所：ウォーターステーション琵琶 会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 報告

- (1) 前回委員会の振り返り (参考資料-1)
- (2) 河川レンジャー活動支援室からの報告 (資料-1)
- (3) 河川レンジャー活動状況について (資料-2)
- (4) 制度運営委員会委員の追加について (資料-3)

### 3. 審議

- (1) 河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について (資料-4)

### 4. その他

- (1) 傍聴者からのご意見

### 5. 非公開審議（河川レンジャー審査） \*傍聴いただけません 30分

### 6. 閉会

---

#### 【配付資料】

- 資料-1 河川レンジャー活動支援室からの報告
- 資料-2 2024 年度河川レンジャー活動状況
- 資料-3 河川レンジャー制度運営委員会 委員の追加について
- 資料-4 河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について
- 参考資料-1 第 72 回河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨
- 参考資料-2 河川レンジャーレポート vol.54
- 参考資料-3 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿
- 参考資料-4 河川レンジャー制度運営委員会規約
- 参考資料-5 琵琶湖河川レンジャー活動要領

## 第73回 河川レンジャー制度運営委員会 委員名簿

区分	分類	氏名	所属等	備考
河川レンジャー 制度運営委員会	学識経験者	なかたに けいごう 中谷 恵剛	NPO法人瀬田川リパプレ隊 代表	
		ひらやま な お こ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授	
	住民	きたい かおり 北井 香	おうみ 淡海の川づくりフォーラム実行委員長	
	行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
		わごう たかとし 若公 崇敏	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

### 琵琶湖河川レンジャー

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川レンジャー	ねぎやま こうへい 根木山 恒平		
	みづかみ ゆきお 水上 幸夫		
	のむら ゆみこ 野村 祐美子		

### 河川レンジャー制度運営委員会 事務局

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川事務所	たなか もとゆき 田中 基幸	総括保全対策官	
	はせがわ みのる 長谷川 稔	専門調査官	
	かすぶち ゆきお 粕渕 幸夫	管理課 専門職	
活動支援室	まつおか とおる 松岡 徹	ウォーターステーション琵琶湖 流域連携支援室	河川レンジャーマネージャー
業務受託者	なるみや ふみひこ 成宮 文彦	(公財) 河川財団 近畿事務所 所長	
	ふかざわ ようじ 深澤 洋二	(公財) 河川財団 近畿事務所 技術次長	
	なかにし ふみなお 中西 史尚	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	いのうえ ゆうき 井上 勇樹	(公財) 河川財団 近畿事務所	

## 河川レンジャー活動支援室からの報告

第72回河川レンジャー制度運営委員会以降において、河川レンジャー活動支援室（以下、支援室）の主な取組状況を報告します。

### 1. 令和6年度の支援室の主なスケジュール

令和6年度の河川レンジャー制度運営委員会等の主なスケジュールを表1に示します。

表1 2024年度 河川レンジャー関連年間活動実績及び予定

時期	制度運営委員会等	河川レンジャーミーティングおよび河川レンジャー研修	その他支援室の主な動き (Rレポート発行、各種イベント開催)
令和6年度	4月	河川レンジャーミーティング 4/25.26	
	5月		5/20 琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会
	6月	河川レンジャーミーティング 6/24	6/4 第72回 制度運営委員会
	7月	河川レンジャーミーティング 6/19	琵琶湖河川レンジャーレポート53号 発行
	8月	8/7 河川レンジャー研修 「野外活動時の安全管理」	
	9月	河川レンジャーミーティング 9/4	
	10月		10/11 琵琶湖河川R・委員・琵琶湖河川事務所 意見交換会
	11月	河川レンジャーミーティング 11/6	
	12月		12/9 第73回 制度運営委員会
	1月	河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート55号 発行
	2月	河川レンジャーミーティング	
	3月	河川レンジャーミーティング	河川レンジャー研修

## 2. 河川レンジャーの募集状況

- 河川レンジャーの募集は、今年度も引き続き、WS琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 令和6年11月30日時点で河川レンジャーへの応募者が1名（8月に応募）ありました。
- 本日審査をお願いします。



図1 WS琵琶ホームページでの募集案内

## 3. 河川レンジャートライアルの募集状況と在籍者

- 河川レンジャートライアルの募集は、今年度も引き続き、WS琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 令和6年12月8日時点で本トライアルの応募者はありません。

## 4. 河川レンジャーの活動サポートボランティアの募集（新たな取り組み）

- 今年度の9月から新たな取り組みとして、“河川レンジャーの活動サポートボランティア”の募集を実施しています。
- 令和6年12月8日時点で、全レンジャー（水上氏・根木山氏・野村氏）の活動にボランティア参加がありました。（下表参照）

### 琵琶湖河川レンジャー 活動サポート ボランティア

地域貢献が好き！水辺の活動が好き！そんなあなたのご応募をお待ちしております！！

水辺
地域
子ども

たとえ太郎

琵琶湖河川レンジャーってなに？

国土交通省琵琶湖河川事務所が支援している「川と人」「人と人」をつなぐコーディネートです。

琵琶湖河川レンジャーの活動をサポートするボランティアってどんなことをするの？

河川レンジャーが関わるイベントで、参加者のサポートをしたり、受付などのサポートをお手伝いしていただく予定です。

私はボランティア活動初心者ですが、大丈夫ですか？

ボランティア活動が初めての方でも楽しく活動できますよ！

人と人の交流が好きなら、地域貢献に興味がある方にはぴったりですよ。

**琵琶湖河川レンジャーの活動例**

※活動内容は気候、時期によって異なります

地元住民・地元企業・行政をつないだ清掃活動

野洲川

ヨシ原でモニタリング調査

野洲川

子どもたちと川をつなぐ活動

瀬田川

地元子ども園の水辺活動サポート

野洲川

応募について、くわしくは裏面をごらんください

#### 応募条件

原則、18歳以上の方で、現地までご自身で来ることができる方

※他、活動により諸条件が加わる場合があります。

#### 参加時の交通費

徒歩・自転車以外は交通手段を問わず、公共交通機関を利用した場合の交通費程度を支給予定

#### 参加時の保険

参加者の保険は、支援室側で傷害保険に加入予定

#### 現在予定されている琵琶湖河川レンジャーの活動

**2024年11月21日(木) 野洲川河川清掃活動 サポートボランティア**

集合場所：野洲川運動公園 ソフトボール場隣接駐車場

概要：受付やゴミの分別作業、また参加者と一緒に清掃活動を行います。他、適宜河川レンジャーの活動サポートをお願いする予定です。

**2024年11月30日(土) 瀬田川たんけんたい 第3回 瀬田川の石観察**

活動場所：大石コミュニティセンター・鹿跳溪谷

概要：たんけんたい参加者の安全見守り・用具運搬など会場準備・受付

#### 申込み

申込みは、電話・メール・右下QRコードのいずれかからお申込みください。申込時に必要な項目は「名前(フリガナ)」「年齢」「日中連絡の取れる電話番号」「メールアドレス(お持ちの方)」です。

**申込先電話番号** 077-536-3520 (平日10:00~16:00) ※火曜休館

**メール** r-manager@water-station.jp

#### 問合せ先

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 ウォーターステーション琵琶 流域連携支援室  
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4丁目2-2  
※問い合わせ先の電話番号・メールアドレスは申込先のものと同じです。

図2 活動サポートボランティア募集案内

表2 活動サポートボランティアの実施状況（令和6年12月8日時点）

活動日・活動名・担当R	活動場所	ボランティア内容	ボランティア参加者数
10/5 希少植物移植作業 (根木山R)	川田大橋（川田公園）の上下流左岸	河床掘削で消滅する希少植物群落の移植作業のサポート	2名
10/26 野洲川河川清掃 (水上R)	中州親水公園	受付、ゴミ分別、清掃活動のサポート	2名
11/21 野洲川河川清掃 (水上R)	野洲川大橋（国道8号）栗東市	ゴミ分別、清掃活動のサポート	1名
11/30 瀬田川たんけん隊 (野村R)	大石公園・瀬田川	活動のサポート	1名

- ・ 当日参加したサポートボランティアへのアンケート結果は次ページのとおりです。

【アンケート内容】

- Q1. 今回参加した河川レンジャー活動の目的・内容を理解できましたか？  
 Q2. ボランティアに参加して、どうでしたか？  
 Q3. 次回もボランティアがあれば、参加したいですか？  
 Q4. 河川レンジャー活動に興味を持ちましたか？  
 Q5. 河川レンジャーの制度や応募条件など、興味を持ちましたか？  
 Q6. 感想（自由に記入ください）

【アンケート結果】

- Q1. 今回参加した河川レンジャー活動の目的・内容を理解できましたか？  
 回答結果：はい（5人/5人中） いいえ どちらでもない

- Q2. ボランティアに参加して、どうでしたか？  
 回答結果：やりがいを感じた（5人/5人中） 楽しくなかった どちらでもない

- Q3. 次回もボランティアがあれば、参加したいですか？  
 回答結果：はい（5人/5人中） いいえ どちらでもない

- Q4. 河川レンジャー活動に興味を持ちましたか？  
 回答結果：はい（5人/5人中） いいえ どちらでもない

- Q5. 河川レンジャーの制度や応募条件など、興味を持ちましたか？  
 回答結果：はい（5人/5人中） いいえ どちらでもない

- Q6. 感想（自由に記入ください）

- ・ 活動場所まで移動する途中の低水路に落ちている散在性ゴミが気になりました。ついでに短時間でも全員でゴミ拾いを出来たら良かったのと思います。
- ・ 今回、初めて参加させていただきました。想像以上の参加人数に驚いております。私ができることを考えさせられました。

- ・ 右岸の幸浜大橋から稲荷大橋の間の低水護岸の辺りを歩いていたら、途中から雑草で、とても歩けないとなって高水敷きを堤防に向かって横断しましたが、背の高い雑草が繁茂していて大変でした。バーベキュー後の片付けにて、防火シートに炭と小石が混ざっていて、石を取り除くのが大変だったので、モキ製作所の「NO 焼き台」があったら便利なのだと思います。
- ・ 2回目の参加です。雨の影響で1週間延期になってしまった。今回は河原の草が伸びていたのと思った以上の清掃活動はできなかった。その後の防災かまど、火起こし、BBQは和みました。私はアート系で河川レンジャーになればと考えます。
- ・ 何人かの参加者の方が、野洲川大橋真下の低水路に下りて清掃するのを事前に聞いていないみたいな反応だったので連絡に不備があったのではと思いました。清掃後に分別する際に、袋から拾った小さいプラスチック片が地面に落ちて、再度拾うのが手間だったので、ブルーシートと箒とちりとりを用意するか、淡海を守る釣り人の会の清掃活動のように、参加者一人につきビニール袋を二つ持つか、参加者の一人は燃えるゴミの袋担当、もう一人は燃えないゴミと危険ゴミの袋（燃えないゴミと危険ゴミだったら分別する量も少ないので）担当と周囲の方と話し合っって協力して下さいと活動前に呼びかけていたら良かったと思います。

## 5. 河川レンジャー勉強会の開催報告

### (1) テーマ・実施目的 「野外活動における安全対策」

河川レンジャーが活動を進めていくにあたり、安全かつ適正に活動を行うための必要な予備知識を学ぶ機会とした。

### (2) 日時・場所：令和6年 8月7日(水) 14:00~16:00

場所：ウォーターステーション琵琶 1階会議室

### (3) 講師：前田 健世（日本赤十字社 救急法指導員）

### (4) 内容：

#### 1) 水難事故等の際の応急対策について

##### ①一時救命措置

- ・心肺蘇生
- ・AED（自動体外式除細動器）を用いた電気ショック

##### ②水の事故防止

- ・溺れた人の手当

#### 2) 熱中症にかかった際の対応について



前田講師に救命法の説明



心肺蘇生法の実技

## 6. 琵琶湖河川レンジャー・琵琶湖河川事務所 意見交換会の開催報告

- (1) 開催日：令和6年10月11日（金）15:30～17:10  
(2) 実施場所：対面+オンライン（WS 琵琶1階会議室）  
(3) 出席者：制度運営委員会委員：中谷、北井、平山、沼田、若公  
琵琶湖河川レンジャー：根木山、水上、野村  
事務局：琵琶湖河川事務所：田中、長谷川、粕渕  
流域連携支援室：中西、松岡、井上、深澤、成宮  
【敬称略】

- (4) 内容：  
本意見交換会は、「河川レンジャー活動」と「日常生活（仕事や学業など）」と両立できる河川レンジャー活動の支援の仕方の実現に向けて、制度的（委員）・実務的（レンジャー）・事務局的（琵琶湖河川）な立場から意見交換を実施した。

### (5) 結果：

#### 1) テーマ①「年間における河川レンジャー活動の回数について」

- ・ 年間における河川レンジャー活動の回数や時間は、各レンジャーの年間活動計画に基づいて変動があってもよい。
    - ・ 月4回×4hの縛りは廃止する。月4回、1回4hが増減しても構わない。
    - ・ 活動がない月があっても構わない。
    - ・ 1年間の活動期間に対して謝礼を支払う時間は最大192時間。
- 上記を踏まえて年間活動計画書を作成し、委員会の承認を得て活動を行う。

#### 2) テーマ②「中間の委員会における中間活動報告の様式の任意化について」

- ・ 中間の委員会における中間活動報告の様式の任意化は、基本的に自由とする。



写真 意見交換会の様子

# 7. 琵琶湖河川レンジャーレポート vol. 53, 54発行

河川レンジャーの主な活動を取りまとめた河川レンジャーレポートを作成し、広報した。

## 河川レンジャーレポート53号

琵琶湖河川レンジャー活動支援室

2024年7月発行

琵琶湖河川レンジャー活動支援室

みんなの川は みんなでつくる

## 琵琶湖河川レンジャーレポート

野洲川で遊んでみた!

今年度も「川遊び」を実施!

野洲川の「川守り」をつなぐ第一歩

令和6年6月27日(木)、7月5日(金)に守山市立中瀬こども園による5歳児クラスの野洲川での川遊びをサポートしました。

テーマは【野洲川の「川守り」をつなぐ】

根木山 河川レンジャー

川の楽しさを感じる活動

この活動は毎年5月~7月に行っています。こども園による野洲川での川遊びをサポートすることで、幼児たちに「ふるさと」の野洲川の原体験をつくるお手伝いをしています。

園から保護者ボランティアも募っていたが、保護者のみなさんの出会いと意気投じていくながら、保護者の中には「子ども時代に野洲川で遊んでました」と仰る方もありました。

ライフジャケットを着て野洲川に入りました

川で安全に過ごすために

令和6年5月29日(水)川遊びの前に、園の先生向けの水辺の活動に関する安全講習会を実施しました。

園の安全講習

川の豊かさを知る活動

川遊び当日は、野洲川の支流でたまり池を使って生きものを取り、観察しました。魚だけでなく、野洲川にすむいろいろな生物と出会い、川の豊かさを知るきっかけになりました。

子どもたちが観察中

園の先生と先生方と一緒に

子どもたちと一緒に

活動場所(問い合わせ先) 水辺の体験 ウォーターセンター5階501号 河川レンジャー活動支援室

〒520-2279 滋賀県大津市東町4-2 TEL:077-536-3520 FAX:077-536-3530

E-mail: rmanager@water-station.jp URL: https://www.water-station.jp/ranger

琵琶湖河川レンジャーレポート | Vol.53

今回で7年目!

## 野洲川河川清掃(夏)

住民と行政をつなぐ川づくりに向けて

地元企業や地域住民、行政(守山市、琵琶湖河川事務所)から約40名が野洲川河川清掃公園(あめぼう)に集まりました。

住民主体の活動へ

令和6年6月29日(土)に夏の野洲川河川清掃を行いました。

第1回から主体的に参加いただいている地元企業「株式会社レイマック」を中心として約40名が集まり、清掃活動に汗を流しました。

夏の規模は秋よりも少し開催しました。「住民主体の清掃活動」へ少しずつ前進しています。

川づくりはみんなでやるもの

夏に秋に行っている「野洲川河川清掃」は、地元住民、地元企業・行政が力を合わせている河川清掃をつなげたものです。毎年、事前の調整は簡単ではありませんが、長く続けてきたことで「川づくり」に対する参加者の意識の変化を感じています。

(株)レイマックとの打ち合わせの様子

◆◆ 琵琶湖河川レンジャーって? ◆◆

琵琶湖河川レンジャーは、住民と行政(河川管理者)が一緒になって川守り、育てていくため「川と人」をつなぐ活動を行っています。

ぐるりまめぐりワークショップ実施

令和6年5月25日(土)に、瀬田橋周辺エリアで「瀬田橋周辺エリアぐるりまめぐり」と題したワークショップを実施しました。

当日は、栗田寺・建部大社・西光寺・徳助・島原川水鳥観察所をめぐり、各所で貴重な話を聞くことができました。

今後の活動

瀬田川を知る活動では、今年度も小学生と保護者を対象に瀬田川たんけんたいの募集を募集しました。実際の活動は7月6日(土)から開始しています。今年度も参加者の瀬田川への楽しみが広がるよう活動します!

野村 河川レンジャー

★ 琵琶湖河川レンジャー & レンジャーライアル募集中! ★

気になった方はおのQRコードから詳細へアクセス! →

## 河川レンジャーレポート54号

琵琶湖河川レンジャー活動支援室

2024年10月発行

琵琶湖河川レンジャー活動支援室

川と親しみ、川づくりを自分ごと

## 琵琶湖河川レンジャーレポート

第1回 令和6年6月27日(土)開催

令和6年6月27日(木)、今年度1回目となる瀬田川たんけんたいを開催しました。今回は瀬田川洗堰について学び、琵琶湖の豊かさをモチーフにした工作をしました。

瀬田川洗堰の役割などを学びました

活動中

令和6年9月28日(土)に第2回の瀬田川たんけんたいを開催しました。第2回は瀬田川洗堰の皆さんに協力いただき異種さかな体験をしました。

異種さかな体験は大変でしたが皆さん楽しそうでした。異種さかな体験の後、瀬田川の豊かについてお話をうかがいました。

参加者の感想(一部ご紹介)

- ★ さあでさしをこるのがすごく楽しくて、これを1時間するのはたいへんだなと思いました。
- ★ 近くに暮らしていても知らなかったさしをこるをして、これまでの歴史を知ることができました。自分の住む街への愛着につながりました。

野村 河川レンジャー

活動場所(問い合わせ先) 水辺の体験 ウォーターセンター5階501号 河川レンジャー活動支援室

〒520-2279 滋賀県大津市東町4-2 TEL:077-536-3520 FAX:077-536-3530

E-mail: rmanager@water-station.jp URL: https://www.water-station.jp/ranger

琵琶湖河川レンジャーレポート | Vol.54

活動エリア拡大中!

- 野洲川の上流域へ -

- 野洲川の「川守り」をつなぐ -

三上山

野洲川上流域で親子参加の川遊び実施!

令和6年8月23日(金)に、【栗田市の野洲川運動公園】にて川遊びを実施しました。今回の活動エリアは【栗田市の野洲川上流域】!

上流域での初の試みは...?

今回、上流域では初めての川遊びということで、参加者は予定5組で募集しましたところ、5組(17名)のお申し込みをいただきました。実施することができました。

川の中をゴウゴウと流れている水、どこを見ても、たくさん魚がいて、結構、大きい魚をいのに、なかなか釣れなくてドキドキした。

参加者の声

下の子ども二人は水に若干苦手があるのですが、ライフジャケットが助けて、最初は、おもしろいと思ったけど、最後は「まだ釣りたい」と言うほど楽しんでいました。

- 住民と行政をつなぐ川づくり -

野洲川河川清掃 秋季に2エリアで開催!

10月19日に野洲川洗堰にて開催予定の秋の川清掃活動に際しては、地元企業「レイマック」と打ち合わせ

野洲川下流域 - 今年で7年目 -

令和6年10月19日(土)に例年開催している野洲川河川清掃を実施します。これまでにつなげてきた地元企業や地元住民の方と一緒に清掃活動を実施します。

野洲川上流域 - 新規エリア -

令和6年11月に実施予定の野洲川河川清掃は、上流域エリアで行います。現在、新たに参加いただく企業なども含め、調整調整中です。

◆◆ 琵琶湖河川レンジャーって? ◆◆

琵琶湖河川レンジャーは住民と行政(河川管理者)が一緒になって川守り、育てていくため「川と人」をつなぐ活動を行っています。

琵琶湖河川レンジャー & レンジャーライアル募集中!

気になった方はおのQRコードから詳細へアクセス! →

\*別途、参考資料として配布しています。

以上

# 2024 年度 河川レンジャー活動状況 (2024 年 11 月末時点)

## ◆目次

1. 制度運営委員会における中間活動報告のあり方について .....	1
2. 河川レンジャー活動状況 (11 月末時点)	
根木山 河川レンジャー.....	2
水上 河川レンジャー.....	6
野村 河川レンジャー.....	10

## 河川レンジャー制度運営委員会における中間活動報告のあり方について

意見交換会の意見を受けて「中間活動報告の様式の任意化」と併せて中間に開催している河川レンジャー制度運営委員会での中間活動報告についての見直しを行う

### 意見交換会の意見を受けて検討した今後の中間活動報告の運用（今回試行）

- 中間の河川レンジャー制度運営委員会での、河川レンジャーからの報告は、河川レンジャー自身が報告するが、できない場合には事務局が代理で報告する。
- 次年度からの中間活動報告は、年度のなるべく早い適切な時期に開催する。

テーマ： 野洲川の川守りをつなぐ

氏名： 根木山 恒平

作成日： 2024年11月30日

	年間活動計画	変更内容・結果
実施目的	<p>(ビジョン)</p> <p>野洲川の下流部から上流部（直轄区間）にかけて、住民が野洲川を利用する機会を増やし、また、ごみ拾いや幼木伐採、除草作業などの維持管理作業に住民が協力している状況を目指します。野洲川の自然環境が、住民の生活の質を高める地域資源として前向きにとらえられ、野洲川の維持管理に率先して参加する住民が増えることを目指します。</p> <p>(ミッション)</p> <p>川と人、住民と行政のつなぎ役として、野洲川で活動しようとする住民、および住民団体（自治会や住民グループ）、さらに、守山市、野洲市、栗東市などの地方自治体、および、野洲川の河川管理者との結節点となれるように活動します。それぞれの立場を理解することに努め、全体として、河川での住民活動や河川管理行為がうまく進むように取り組みます。</p>	
活動内容の計画と途中経過	<p>1. 野洲川上流部（栗東市域）での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺利用が可能な河川区間を探し、安全管理をはかりながら、住民参加の水辺利用活動を試行します。</li> </ul> <p>2. 野洲川中流部（野洲市域）での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北流跡地自然の森を整備されている住民グループ、および利用されている親子サークルにコンタクトをとり、野洲川での活動の可能性について、意見を聴取し、今後の具体的な河川利用活動に向けて活動します。</li> </ul> <p>3. 野洲川下流部（守山市域）での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中洲こども園による川遊びに向けて先生向け研修会、川遊びの支援を行います（5～7月）</li> <li>・地元住民団体による行事（11月10日）に</li> </ul>	<p>≪住民参加の水辺利用活動の試行≫</p> <p>○8月23日（金）9:00～13:00 川遊び体験活動 【内容】 事前募集を行った地域住民対象の川遊び体験活動 【参加】 大人3名 子ども6名</p> <p>≪今後の具体的な活動に向けた検討≫</p> <p>◎検討に向けた現地調査等を実施</p> <p>≪野洲小学校にて出前授業を実施≫</p> <p>○11月25日（月）8:30～12:00 野洲市立野洲小学校 【内容】 4年生3クラスに対して、各クラス1時間ずつの出前授業を実施。4年生社会科の郷土学習における野洲川の歴史に関する授業において、ゲストティーチャーとして、小学生との話し合いと、現在、野洲市にて計画中のMIZBEステーションについて情報提供し、野洲川で活動してみたいことを意見聴取した 【参加】 小学生33名+30名+34名 河川レンジャー1名（野村R）</p> <p>≪中洲こども園 研修会・川遊び支援≫</p> <p>○5月29日（水）13:00～17:00 先生向け研修会 【内容】 園児の川遊び体験に向けた河川活動における安全管理研修（座学・体験実習） 【参加】 教職員7名</p>

	年間活動計画	変更内容・結果
	<p>向けた伴走支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が参加できる河川利用活動の支援</li> <li>・希少種（植物）の保全活動に住民グループが協力してもらえるようにつなぎ役を果たす</li> </ul>	<p>○6月27日（木）8:30～12:00 園児の川遊び体験 【内容】 園児（5歳児）の川遊び体験 【参加】 教職員5名 看護師1名 保護者ボランティア4名 園児25名 河川レンジャー1名（野村R）</p> <p>○7月5日（金）8:30～12:30 園児の川遊び体験 【内容】 園児（5歳児）の川遊び体験 【参加】 教職員5名 看護師1名 保護者ボランティア4名 園児25名</p> <p>≪地元住民団体による行事への伴走支援≫</p> <p>◎野洲川での行事実施がキャンセル ○昨年度から取り組んできた地元中洲地域の住民団体による11月の住民参加行事の会場が野洲川から別の場所に変更することになった、という連絡を中洲会館から受ける。</p> <p>≪住民が参加できる河川利用活動の支援≫</p> <p>○4月27日（土）11:00～16:00 なかつ野洲川たんけん隊活動支援 【内容】 昨年度までに野洲川で伐採された樹木をつかった煮炊きの活動 【参加】 大人6名 子ども8名</p> <p>○5月19日（日）8:30～15:00 なかつ野洲川たんけん隊活動支援 【内容】 Eボートで野洲川中洲親水公園から野洲川河口部（琵琶湖）までを往復 【参加】 大人9名 子ども11名</p> <p>○6月16日（日）9:00～13:00 なかつ野洲川たんけん隊活動支援 【内容】 川遊び体験活動支援 【参加】 大人7名 子ども11名</p> <p>○7月21日（日） なかつ野洲川たんけん隊活動支援 【内容】 川遊び体験活動支援 【参加】 大人5名 子ども10名</p>

	年間活動計画	変更内容・結果
		<p>○8月12日（月）  なかす野洲川たんけん隊活動支援  「川遊びオープンデイ（一般参加型）」  【内容】  川遊び体験活動支援  【参加】 大人35名 子ども49名</p> <p>○9月8日（日）  なかす野洲川たんけん隊活動支援  「川遊びオープンデイ（一般参加型）」  【内容】  川遊び体験活動支援  【参加】 大人47名 子ども53名</p> <p>≪貴重植物の保全活動への住民参加のつなぎ役≫</p> <p>○10月5日（土）9:00～11:30  貴重植物保全活動  【内容】  河川工事により影響を受ける貴重植物の移植活動  【参加】 大人10名 子ども13名  工事関係者1名  琵琶湖河川事務所2名</p>
活動を通して得られた成果および課題等	◆上流部での活動は、来年3月に昨年度と同様の住民参加の清掃活動の場をもうけるかどうか、思案（検討）しています。 ◆中流部での活動は、小学校での出前授業が入ったため、MIZBEステーション整備に関わる住民グループからのヒアリング等の実施を遅らせて行う予定です。 ◆下流部での活動は、地元住民団体による野洲川での活動がなくなり残念でしたが、他方で、清掃活動を行いたいという住民との出会いもあり、今後、サポートしていきたいと考えています。	

◆承認時の年間活動計画における工程計画

工 程 計 画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 野洲川上流 部（栗東市域）		現地調査	現地調査	水辺利用の準備	水辺利用の準備	水辺利用試行							
		現地調査					住民G聴取	住民G聴取	ニーズ整理	利用活動検討	利用活動検討	利用活動計画	
		打合せ	こども園	こども園	こども園	準備	準備	準備	地元団体行事				
		現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	準備	希少種保全	希少種保全	幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動
2. 野洲川中流 部（野洲市域）		現地調査											
		現地調査											
		打合せ	こども園	こども園	こども園	準備	準備	準備	地元団体行事				
		現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	準備	希少種保全	希少種保全	幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動
3. 野洲川下流 部（守山市域）		現地調査											
		現地調査											
		打合せ	こども園	こども園	こども園	準備	準備	準備	地元団体行事				
		現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	準備	希少種保全	希少種保全	幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動

◆承認後の年間活動計画における工程計画（承認時）に対して、これまでの活動実績及び今後の活動予定

工 程 計 画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 野洲川上流 部（栗東市域）		現地調査	現地調査	水辺利用の準備	水辺利用の準備	水辺利用試行							
		現地調査											
		打合せ	こども園	こども園	こども園								
		現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	希少種保全			幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動
2. 野洲川中流 部（野洲市域）		現地調査											
		現地調査						準備	出前授業	住民G聴取	住民G聴取	ニーズ整理	利用活動計画
		打合せ	こども園	こども園	こども園					住民サポート	住民サポート	住民サポート	住民サポート
		現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	希少種保全			幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動
3. 野洲川下流 部（守山市域）		現地調査											
		現地調査											
		打合せ	こども園	こども園	こども園					住民サポート	住民サポート	住民サポート	住民サポート
		現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	希少種保全			幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動

※青文字黄色背景および黄色背景空白箇所は、変更部分

以上

テーマ： 住民と行政がともに考える川づくり

氏名： 水上 幸夫

作成日： 2024年11月30日

	年間活動計画	変更内容・結果
実施目的	<p>野洲川の河川環境を大切に、住民の主体のもと、住民・企業・行政と連携して、川を知り、川を活かした活力ある地域づくりの実現を図るため、川を軸にした地域活動としての「川づくり」の活動を行う。</p> <p>(ビジョン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 野洲川が多くの人の活動場所となる。</li> <li>② 住民が川づくりに参加できるような仕組みができる。</li> <li>③ 住民と行政がともに考える川づくりの仕組みができる。</li> <li>④ 最終的には住民主体となった住民参加の川づくりが実現する。</li> </ul> <p>(ミッション)</p> <p>サブテーマとして2つのテーマで活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民参加の川づくり</li> <li>② 企業参加の川づくり</li> </ul> <p>◆ミッション達成のための具体的な川づくりのテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑化・美化活動を軸とした環境改善（環境保全）</li> <li>② いろんな世代の人達が川にふれ親しむきっかけをつくる。（川の利用）</li> <li>③ 植生・水生生物の観察による学習・教育（川を知る）</li> <li>④ 水遊びで水にふれあい、川の恐ろしさを伝える（安全）</li> <li>⑤ 水害などから地域を守る（防災）</li> <li>⑥ 地域連携 地域・企業・行政と連携した川づくり（地域連携）</li> </ul>	
活動内容の計画と途中経過	<p><b>1. 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動</b></p> <p><b>野洲川河川清掃（夏季）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施時期 令和6年6月</li> <li>2) 参加者・・・約50名予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 株レイマック、なかす野洲川たんけん隊、自治会</li> <li>(2) 琵琶湖河川事務所、守山市</li> </ul> </li> <li>3) 内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 野洲川河川清掃</li> <li>(2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</li> </ul> </li> </ul>	<p>1. 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動</p> <p>≪野洲川河川清掃（夏季）≫</p> <p>○6月22日（土）9:00～10:30</p> <p>【内容】 野洲川下流域（守山市域）左岸の河川清掃 ○清掃範囲： 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</p> <p>【参加】 40名 （株）レイマック [地元企業] 守山市 野洲川河川愛護モニター 琵琶湖河川事務所</p>

	年間活動計画	変更内容・結果
	<p><b>野洲川河川清掃（秋季）</b></p> <p>1) 実施時期 令和6年10月中旬</p> <p>2) 参加者・・・約100名予定</p> <p>(1) (株)レイマック、なかず野洲川たんけん隊、立命館守山中学校、自治会、地域住民</p> <p>(2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容</p> <p>第1部</p> <p>(1) 野洲川河川清掃</p> <p>(2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋～稲荷大橋</p> <p>第2部</p> <p>中洲親水公園（あめんぼう）を利用したイベント（予定）</p> <p>(1) Eボートによる野洲川の探検</p> <p>(2) 野洲川の生き物調査</p> <p>(3) 防災カマドによる非常炊き出し体験</p>	<p>≪野洲川河川清掃（秋季）≫</p> <p>○10月26日（土）9:00～12:00</p> <p>【内容】 野洲川下流域（守山市域）両岸の河川清掃</p> <p>○清掃範囲： 天満大橋（1.0KP）～稲荷大橋（2.4KP）</p> <p>【参加】 40名 (株)レイマック [地元企業] 守山市中洲学区（学区長） 守山市 野洲川河川愛護モニター 琵琶湖河川事務所</p>
	<p><b>2. 野洲川中流域、上流域での活動に向けた具体的な取り組み</b></p> <p>中流域（南流側帯・北流側帯付近）及び上流域の（野洲川運動公園（栗東市）付近）の2か所についてどのような活動ができるか関係者と調整を行い活動する。</p> <p>1) 中流域での活動（概要） 野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民参加の川づくりに向けた取り組みを行う。</p> <p>(1) 活動場所 野洲市 MIZBE ステーション</p> <p>(2) 活動内容 関係者との調整により決める</p> <p>(3) 参加対象 地域住民、行政</p> <p>2) 上流域での活動（概要）</p> <p>(1) 野洲川運動公園（栗東市）近隣の河川清掃 根木山レンジャーと連携して実施（予定）</p> <p>(2) 活動内容 河川清掃</p> <p>(3) 参加対象 地域住民・企業 ・行政 琵琶湖河川事務所、栗東市</p>	<p>2. 野洲川中流域、上流域での活動に向けた具体的な取り組み</p> <p>≪中流域での活動≫</p> <p>○野洲市担当部局へ訪問し、野洲市 MIZBE ステーション整備計画の進捗状況および今後の河川レンジャーとの活動連携についてヒアリングを実施</p> <p>○ヒアリング結果を踏まえ、早期の活動連携は難しいと確認</p> <p>○今後の計画進捗状況を見守りながら具体的な活動実現に向けて検討中</p> <p>≪上流域での活動≫</p> <p>※調整の結果、単独実施となる</p> <p>○11月21日（木）9:15～10:30</p> <p>【内容】 野洲川上流域（栗東市域）左岸の河川清掃</p> <p>○清掃範囲： 野洲川左岸 野洲大橋直下流付近</p> <p>【参加】 20名 中国塗料(株) [地元企業] (株)ヒラカワ [地元企業] 栗東市 野洲川河川愛護モニター 琵琶湖河川事務所</p>

	年間活動計画	変更内容・結果
	<p><b>3. 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査</b> 琵琶湖河川事務所が主催で行う「野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査」について行政と立命館守山中学校とをつなぐ活動を行う <b>野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査</b></p> <p>主催 琵琶湖河川事務所</p> <p>1) 実施時期 実施日時 5月16日(木) 9時～12時</p> <p>2) 参加者 立命館守山中学校 琵琶湖河川事務所 流域治水課 水上河川レンジャー</p> <p>3) 内容 (1)野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査 魚類調査 (2)E ボートによる野洲川探検</p> <p><b>事前説明会</b> 「令和5年度野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査」事前説明会</p> <p>1) 実施時期 日時 5月8日(水) 16時～17時</p> <p>2) 実施内容 (1)「野洲川河口部ヨシ帯整備」とこれまでに実施してきたモニタリング調査について説明 (2)5月16日に実施する野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について説明 ①魚類調査 ②E ボートによる野洲川探検</p>	<p>3. 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査</p> <p>《事前説明会》</p> <p>○5月8日(水) 16:00～17:00 【内容】 5月16日(木)に予定している調査に向けた事前説明 1)野洲川河口部ヨシ帯再生事業について 2)野洲川河口部モニタリング調査について ①これまでのモニタリング調査の経緯 ②今年度の調査概要</p> <p>【参加】 教員2名 生徒15名 琵琶湖河川事務所</p> <p>《モニタリング調査》</p> <p>○5月16日(木) 16:00～17:00 【内容】 モニタリング本調査 1)ヨシ帯内部の魚類生息調査 2)E ボートによる野洲川調査 (※E ボートは強風のため中止)</p> <p>【参加】 教員2名 生徒15名 琵琶湖河川事務所</p>
<p>活動を通して得られた成果および課題等</p>	<p>《野洲川上流河川清掃の実施日について》</p> <p>野洲川上流域への活動展開について、地元企業との調整の結果、社会貢献の一環として会社としての参加になるため平日だと参加可能との回答を頂いた。 平日実施にした場合、地元住民の参加が難しいため、実施日について課題になっている。</p> <p>⇒今回の11月21日実施分に関しては、呼びかけに応じてくれた地元企業(2社)の意向を優先して平日に実施することとした。</p> <p>《参加者の声や反応、目標に対して感じられたこと》</p> <p>野洲川上流河川清掃は試行的に地元企業を中心に声掛けをして実施したが企業の社会貢献としての意識が高く目標としていた活動ができた。この活動の経験を活かし今後の活動がより充実した活動になるように進めていきたい。</p>	

◆承認時の年間活動計画における工程計画

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企業・地域住民が川づくりの主眼的な取り組み	中流域の活動について関係者と調整	野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施 野洲川河川清掃（夏季）について関係者と調整 中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（夏季）活動実施	中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）活動実施	野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	野洲川（上流域）河川清掃について関係者と調整	野洲川（上流域）河川清掃活動実施	次年度活動計画の打ち合わせ・調整 令和6年度の活動のとりまとめ

◆承認後の年間活動計画における工程計画（承認時）に対して、これまでの活動実績及び今後の活動予定

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企業・地域住民が川づくりの主眼的な取り組み	中流域の活動について関係者と調整	野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施 野洲川河川清掃（夏季）について関係者と調整 中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（夏季）活動実施	中流域の活動について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）について関係者と調整	野洲川（上流域）河川清掃について関係者と調整 野洲川河川清掃（秋季）について関係者と調整	野洲川河川清掃（秋季）活動実施	野洲川（上流域）河川清掃について関係者と調整	野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	次年度活動計画の打ち合わせ・調整 令和6年度の活動のとりまとめ

※青文字黄色背景および黄色背景空白箇所は、変更部分  
以上

テーマ： 川を守り育てる意識と行動を引き出す

氏名： 野村 祐美子

作成日： 2024年11月30日

	年間活動計画	変更内容・結果
実施目的	<p>(ビジョン) 地域住民が瀬田川の価値と、川と自分との関わりを実感しながら、愛着を持って積極的に瀬田川に関わろうとする姿を目ざします。</p> <p>(ミッション) 住民の思いを聞き取り、住民、自治体、企業、河川管理者など関係者をつなぎながら、よりよい瀬田川の姿の実現に向けて、取り組みます。 瀬田川と人々が気軽に関わり、川の良さ（価値）に気づくことができる機会を増やせるよう活動します。</p>	
	<p>1. 地域の行事などに参加し、地域住民へのヒアリング</p>	<p>1. 地域の行事等へ参加し地域住民へのヒアリング</p> <p>《日本野鳥の会滋賀行事にてヒアリング》 ○4月17日（水）8:30～12:00</p> <p>《瀬田町漁業組合行事にてヒアリング》 ○4月27日（土）9:00～14:00</p> <p>《瀬田川観光船組合へヒアリング》 ○5月3日（金）9:30～10:00</p> <p>《ウォーターステーション琵琶の会：佐々木氏へヒアリング》 ○5月3日（金）11:00～12:00</p> <p>《滋賀大学教育学部：藤岡氏へヒアリング》 ○6月19日（水）15:00～16:00</p> <p>《琵琶湖博物館行事にてヒアリング》 ○10月19日（土）10:00～13:00</p>
	<p>2. 「瀬田川たんけんたい」の活動（案）</p> <p>(ア) E ボート体験・水辺の安全講座・瀬田川洗堰の見学</p> <p>(イ) シジミ掻き漁体験…漁業の現状と環境保全</p> <p>(ウ) 瀬田川の石観察……水の力・瀬田川流域の地質・防災</p> <p>(エ) 冬鳥の観察会……渡り鳥の飛来地としての瀬田川</p> <p>(オ) まとめ</p>	<p>2. 「瀬田川たんけんたい」の活動</p> <p>《広報および参加者募集》 ○広報：5月20日（月）～ ○募集期間：5月26日（日）～6月16日（日） ○参加者決定：親子10組：24名（抽選）</p> <p>《第1回「瀬田川の観察」》 ○7月6日（土）9:00～12:30 【内容】 ・瀬田川および瀬田川洗堰を学ぶ講座 ・アクア琵琶見学（雨たいけん室含む） ・魚のモビール工作</p>

	年間活動計画	変更内容・結果
		≪第2回「瀬田川の漁業を知ろう！」≫ ○9月28日(土) 9:00~12:30 【内容】 ・瀬田川で貝轆き漁体験 ・瀬田川の漁業についてお話 (講師:瀬田町漁業組合)  ≪第3回「瀬田川の石を観察しよう！」≫ ○11月30日(土) 9:00~12:30 【内容】 ・鹿跳溪谷(甌穴・摂理等) 観察 (講師:橋本勘氏)
	3. 地域住民とのワークショップ まちめぐり…瀬田川の歴史を伝える場所を訪ね、住民の関心を高めることを目的とします。 見学地…唐橋・西光寺・琵琶湖と瀬田川の境界地点・鳥居川観測所など 生きもの調査・外来魚釣り 等	3. 地域住民とのワークショップ ① [町歩きワークショップ] ≪広報および参加者募集≫ ○広報:4月22日(月)~ ○募集期間:5月1日(水)~5月15日(水) ○参加者決定:10名(定員/先着順)  ≪実施≫ ○5月25日(土) 9:00~12:30 【内容】 瀬田川:唐橋周辺の瀬田川の歴史を知れる場所を訪ねる ・雲住寺 ・建部大社 ・西光寺 ・瀬田町漁業組合 ・鳥居川水位観測所 【参加】 10名  ② [外来魚釣りワークショップ] ≪広報および参加者募集≫ ○広報:8月1日(木)~ ○募集期間:8月1日(木)~8月15日(木) ○参加者決定:10名(定員/先着順)  ≪実施≫ ○8月25日(日) 9:00~12:15 【内容】 瀬田川で外来魚釣り体験と講師による座学(解剖や解説)を通じて外来魚が及ぼす従来の生態系また水産資源への影響や課題を学ぶ ・外来魚について生態系や水産資源への影響について学ぶ講座(講師:滋賀県水産試験場) ・外来魚釣り体験(指導:尾田卓也氏) ・外来魚の解剖実習 (指導:滋賀県水産試験場) 【参加】 10名

	年間活動計画	変更内容・結果
	4. 小学校で使用されている教科書で川に関する教材の調査	<p>4. 小学校教科書の川に関する教材の調査</p> <p>≪大津市採択の教科書から教材の内容確認≫</p> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会科4・5年、理科では5・6年の教材に川と関係が深い内容が多い</li> <li>○国語科では、川そのものを扱っているわけではないが、「川」の姿から受けるイメージを自分自身に重ねた詩や、資料を活用して自分の考えを書く学習に水害などが取り上げられている</li> </ul> <p>【結果を受けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動では、様々な実感を伴う体験を大切に、豊かな感受性を育てていきたいと考えている。説明をする際、特に低学年の子どもたちへは、川の事象をできるだけ生活経験と関わらせることに留意していきたい。</li> </ul>
活動を通して得られた成果および課題等	<p>≪ご相談したいこと≫</p> <p>活動に伴う一切の費用は、支給いただく活動費でまかなう、とされている旨お聞きしていますが、材料費・乗船代について、参加者から徴収できるようにしていただきたいと思っています。</p> <p>≪参加者の声や反応、目標に対して感じられたこと≫</p> <p>参加者からは活動後の感想で、「瀬田川について気にするようになった。」「瀬田川の良さをもっと知ることができてよかった」「親子で自然を体験する機会が貴重」「川と地域の生活が結びついていることを学べた」という声をいただいています。</p> <p>私の目標は、川に関する体験を通して広く住民の方が瀬田川に対して理解をされ、愛着を持つようになられることです。この目標に対して、瀬田川たんけんたいの活動には、意味があると考え、今後も続けていきたいと思っています。</p>	



## 河川レンジャー制度運営委員会 委員の追加について

第 74 回河川レンジャー制度運営委員会より学識経験者委員を 1 名追加する。

氏名 佐々木 和之 氏

所属 びわこ学院大学教育福祉学部非常勤講師

## 河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について

### 1. 再任希望のレンジャーの円滑な活動継続について

再任希望による審査にあたっては、応募様式と応募者の希望により、次年度（次期 1 年目）の活動計画（案）を提出することにより、任命の審査および活動計画の承認審査を行うことを提案します。（図 1）

現在の運用イメージ				新たな運用イメージ			
年	月	1期目(例)	2期目(例)	年	月	1期目(例)	2期目(例)
1年目		レンジャー任命 活動計画承認		1年目		レンジャー任命 活動計画承認	
	3月	活動報告&暫定活動計画			3月	活動報告&次年度年間活動計画(審査・承認)	
2年目	5~6月	活動計画承認		2年目	5~6月		①応募様式作成 審査
	3月	活動報告&任期満了	①応募様式作成 審査		3月	活動報告&任期満了	4月から継続しての活動希望者は 次年度年間活動計画(審査・承認)
再任1年目	4月		活動計画承認	再任1年目	4月	切れ目なく活動 ができる	活動計画承認
	5~6月		活動報告&暫定活動計画		5~6月		活動報告&次年度年間活動計画(審査・承認)
2年目	5~6月	活動計画承認		2年目	5~6月		活動報告&任期満了
	3月	活動報告&任期満了			3月		①応募様式作成 審査 4月から継続しての活動希望者は 次年度年間活動計画(審査・承認)

図 1 今後の琵琶湖河川レンジャー制度の運用イメージ

(解説)

河川レンジャーの任期を満了する時期は、任命された日から当該翌年の年度末となっている。

(河川レンジャー活動要領第 7 条 (図 2 参照))

任期満了を迎えた河川レンジャーが再任を希望する場合、通常、河川レンジャー制度運営委員会において、新規応募者と同じ様式の書面をもって任命に関する審査を受けて年度末を迎えている。合格の場合には次年度の承認審査まで承認がない活動をするようになるため、対外的な活動の継続に支障が生じることにもなっている。

(任期) ←

第 7 条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の 3 月 31 日までとする。

図 2 琵琶湖河川レンジャー活動要領 抜粋

## 第 72 回 河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨

開催日：令和 6 年 6 月 4 日 (火) 14:00~16:00  
実施場所：対面+オンライン (ウォーターステーション琵琶 1 階会議室)  
出席者：制度運営委員会委員：中谷、北井、平山、沼田、若公  
琵琶湖河川レンジャー：根木山、水上、野村  
事務局：琵琶湖河川事務所 ; 田中、長谷川、粕渕  
流域連携支援室 ; 中西、松岡、井上、寺井、深澤

(敬称略)

### 1. 議事

- 報告 (1) 委員長・副委員長の選出  
(2) 前回委員会の振り返り(議事要旨)  
(3) 河川レンジャー活動支援室からの報告
- 審議 (4) 河川レンジャー年間活動計画の承認について
- その他 (5) 河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について  
(6) 傍聴者からのご意見

### 2. 結果 [凡例：○ 委員、□ 河川レンジャー、△ 事務局]

#### (1) 委員長・副委員長の選出

河川レンジャー制度運営委員会規約第 7 条 2 項の規定に基づき、出席委員の互選により今年度の委員長、副委員長が選出された。

役職	選出	区分
委員長	中谷 委員	学識経験者
副委員長	北井 委員	住民

#### (2) 報告

事務局より「第 71 回委員会の開催結果」「第 71 委員会以降の河川レンジャー活動支援室の主な取組状況」の報告を行った。

#### (3) 審議

##### ■河川レンジャー年間活動計画(案)の承認について

- ・ 河川レンジャー 3 名の年間活動計画が提案され、全員の計画が承認された。
- ・ 各河川レンジャーの年間活動計画に対する委員の意見・助言を以下に示す。

##### 【根木山 河川レンジャーの年間活動計画(案)について】

- 野洲川中流部・上流部の活動について、平日でも子どもや地域の方が野洲川の水に触れるなどの関わりができると思う。活動を通じて水辺で遊ぶ際の安全確認の方法を伝えるなど、根木山レンジャーの活動以外で野洲川中流部・上流部の水辺を利用している姿が見られるようになれば良いと思う。
- 野洲川上流部などでの活動は、川へアクセスすることすら難しいと思う。活動を企画される際には、河川事務所も川へのアクセス面などについて連携したいと思う。

#### 【水上 河川レンジャーの年間活動計画（案）について】

- 「野洲市MIZBEステーションかわまちづくり」の計画について、活動の先の日常的な利活用につなげていくために、どのようにすればよいかということが河川レンジャーとして大事になると思う。
- 陸域の利用だけでなく、この施設を経由することで、水辺で安全に活動できるなどの拠点になればよい。例えばライフジャケットが置かれていることで、安心して水辺へ行ける、ということに繋がると良いと思う。

#### 【野村 河川レンジャーの年間活動計画（案）について】

- 今年度の成果目標の「参加者の川への思いの深まりを『見える化』する」については、「この人はこのように思っているけれど、私はこのように思っている」「私とちょっと違うね」「私もそのように思った」などの会話が生まれるのが良いかなと思う。
- 「瀬田川たんけんたい」の活動について、応募期間は活動運営と折り合いがつくところで延長してはどうか。活動を通じて参加者に様々なことを伝えたり、関わりができることも大事である。
- 活動支援室からもつながりのある方や近隣の団体等に情報をお知らせするとよい。

#### (4) その他

##### ■河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について

- ・ 事務局より「河川レンジャー活動継続に向けた環境整備」について整備方針の説明を行った。整備方針〔現行の月間活動報告様式と運用（4時間/回×4回分提出）について、今後河川レンジャーへのヒアリングを踏まえ、解決策を検討・試行する〕に対する委員の意見・助言を以下に示す。
- 常に活動がうまくいくように考えることは大事であるが、元来現行の運用条件で活動いただいていることから、環境整備がどの辺りまで許されるのか、うまく考えていけないといけない。
- 河川レンジャーの活動に関する手続きや報告などのプロセスが効率化されることで、活動そのものに時間が使えるようになり、活動がより豊かになることは大事である。
- 議論の前に、制度運営委員会と河川レンジャー、活動支援室含めて、もう少し率直に意見交換する機会があるべき。詰めるところは順番に積み重ねていくことが大事であると思う。
- 過去、月間の活動報告で活動の実態が共有されることは大事なことであるとの積み上げが経過としてあった。
- 活動報告書には、コーディネーターとして、「誰と会い、どのような話をしたのか。どのような場へ行き、どのような声を聞いたのか。」などを記録に残しておくことが一番大事だと思っている。もう一つ、コーディネートすることが価値として認められ、謝金が支払われるというのは貴重な制度である。
- 河川レンジャー自身にとって必要な整理になるのなら文書でも構わないが、負担であれば、要点の箇条書きで作成しても良いかと思う。

- 試行というところで、河川レンジャー一人一人がそれぞれのスタイルで報告していただければ良いと思う。次回委員会で様々なパターンがあれば議論しやすい。
- 議事録として記録が残っていることは、時に自分の身を守ることに繋がる。

■傍聴者からのご意見

(傍聴者) 意見ではなく、お願いだが、野洲川にも瀬田川リバプレ隊のような団体を立ち上げたい。コーディネートをお願いしたい。現在は、野洲川河口付近で清掃活動を行っている。

以上

川と親しみ、川づくりを自分ごとに

## 琵琶湖河川レンジャーレポート

## 第1回 令和6年6月27日（土）開催

令和6年6月27日(木)、今年度1回目となる瀬田川たんけんたいを開催しました。初回は瀬田川洗堰について学び、琵琶湖の魚をモチーフにした工作をしました。



瀬田川洗堰の役割などを学びました



琵琶湖での学習



湖のモバイルを作りました

## 瀬田川たんけんたい

活動中

## 第2回 令和6年9月28日（土）開催

令和6年9月28日（土）に第2回の瀬田川たんけんたいを開催しました。第2回は瀬田町漁協の皆さんに協力いただき貝掻き漁体験をしました。



貝掻き漁体験は大変でしたが皆さん楽しそうでした。貝掻き漁体験の後は、瀬田川の漁業についてお話をうかがいました。



今度の瀬田川の漁業について学びました

## ★参加者の感想（一部ご紹介）★

- ★さおでシジミをとるのがすごく重くて、これを1時間するのはたいへんだなと思いました。
- ★近くに暮らしていても知らなかったシジミ漁をして、これまでの歴史を知ることができました。自分の住む街への愛着につながりました。

野村  
河川レンジャー



根木山 河川レンジャー

# 活動エリア拡大中!



河川レンジャー 水上

## - 野洲川の上流域へ -

- 野洲川の「川守り」をつなぐ -



### 野洲川上流域で 親子参加の川遊び実施!

令和6年8月23日(金)に、「栗東市の野洲川運動公園のところで川遊びします」を開催しました。今回の活動エリアは【栗東市域の野洲川上流域】!

#### 上流域での初の試みは…?

今回、上流域では初めての川遊びということで、参加者は限定5組で募集しましたところ、5組(17名)のお申し込みをいただき、実施することができました。



川の中をゴーグルをつけてのぞいたら、どこを見渡しても、たくさん魚がいて、結構、大きい魚もいるのに、なかなか取れなくてもどかしかった。

#### 参加者の声

下の子ども二人は水に苦手意識があるのですが、ライフジャケットがあって、最初は、おそるおそるだったけど、最後は「まだ帰りたくない」と言うほど楽しんでいました。

- 住民と行政をつなぐ川づくり -



10月19日の野洲川河川清掃に向けて株式会社レイマックと打ち合わせ

### 野洲川河川清掃 秋季に2エリアで開催!

#### 野洲川下流域 - 今年で7年目-

令和6年10月19日(土)に例年開催している野洲川河川清掃を実施します。これまでにつないできた地元企業や地元住民の方と一緒に清掃活動を行います。

#### 野洲川上流域 - 新規エリア-

令和6年11月に実施予定の野洲川河川清掃は、上流域エリアで行います。現在、新たに参加いただく企業なども含め、鋭意調整中です。

#### ◆◆ 琵琶湖河川レンジャーって? ◆◆

琵琶湖河川レンジャーは住民と行政(河川管理者)が一緒になって川を守り、育てていくため「川と人」「人と人」をつなぐ活動を行っています。

#### 琵琶湖河川レンジャー & レンジャートライアル募集中!

気になった方は右のQRコードから詳細へアクセス! →→



# 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

## ■河川レンジャー活動の「理念」

河川は、昔から住民の生活や生業と深い関係にあり、人々は日常的に川に触れ、遊び、恵みを得てきました。またその一方で、河川の氾濫等により、大きな被害を繰り返し受けてきた歴史もあります。

高度経済成長の大変動の中で、人々は、より便利で、安全で、効率の高い方法で、生活の向上、産業の発展を求めるようになり、いつしか人々は、河川に背を向け、その整備や維持管理は専ら行政によるものとして認識されるようになりました。

しかし、河川整備計画に示されているように、本来、河川は貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産であり、ともに守り育てていくことが求められます。そのため今必要なこと、それは、住民自身が河川を守り育てていく「主人公」であるという意識を育み、河川の豊かさを実感しながら、新たな川づくりの主體的に携わっていくことです。そして、住民と住民がつながり、行政とも連携しながら、川づくり、湖づくりにも取組んでいくことが期待されます。

琵琶湖河川レンジャーは、こうした河川を取り巻く状況の中で、顕在化している課題だけでなく、将来を展望し、潜在している課題にも着目しながら、川づくりに対する住民の意識を喚起し、住民自身による活動を引き出し、住民と住民、住民と行政の協働の関係を築き、住民と行政の協働の関係を築き、住民と行政の協働による河川管理のあり方に関する提言などを積極的に行っていきます。

その結果、河川を愛し、守り、触れ親しむ人や、災害や事故などに対して自律的に対処できる人を増やし、かつてのような人々と河川との豊かな関係を再構築していきます。

## ■河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」

- 長期的な視野、幅広い視点、そして大きな志を持って活動に臨む
- 固定観念にとらわれぬ柔軟な発想で活動テーマを定める
- 定めたミッションの達成に向けて、住民と向き合い着実に進めていく
- 主役はレンジャーではなく、住民自身であるという認識に立って取り組む
- 独立性を保ち、自らの立場を明らかにして活動する
- 継続性のある活動、受け継がれる活動に取り組む
- 活動に必要な知識やスキルを日々向上させる努力を行う

## ■住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」

### 聴く・認識する

- ・多角的な意見、視点が あることを理解・認識する
- ・住民との信頼関係を築き、本音を聴く
- ・普段川との接点がない人の声も聴く
- ・住民、行政それぞれの課題を認識する

### 伝える

- ・河川レンジャーの役割・活動を分かりやすく発信する
- ・集めた情報は集めた場所にフィードバックする
- ・暮らしと川との関わりを“見える化”する
- ・地域の協働による活動の成果を地域内外に知らせる
- ・住民と行政の取り組みをそれぞれに分かりやすく伝える

### 呼びかける

- ・多世代が、川に触れ親しむきっかけをつくる
- ・子どもたちと川に関わる人々と出会う場をつくる
- ・地域における住民の果たすべき役割を理解した上で、伝達や働きかけを行う

### 引き出す

- ・住民自ら地域の声や課題を見つけ、地域の課題に取り組む意識を育てる
- ・住民による主体的な活動の立上げ、構築を支援する

### 提案する

- ・川づくりに向けた住民の参加・協働による取り組みを働きかける
- ・住民の思いや取り組みを背景に、行政に対して積極的に提案する

- ・立場や思いの異なる住民どうしをつなぐ
- ・相反する意見をつきあわせる
- ・連携可能な活動や主体(官・民)をつなぐ
- ・派生するつながりも敏感に取り入れられ活かす

## ■活動テーマ設定に際しての「視点事例」

- 川から遠ざかっている子ども、住民に対する関心の喚起
- 川の自然的価値、歴史・文化的価値の再発見
- 住民の昔からの暮らしの中で培われてきた環境維持技術の掘り起こし(好循環型社会の再構築)
- 外来種による生態系や文化・社会への影響
- 水防災への関心の喚起
- 顕在化している住民ニーズへの取り組み【河川管理者に寄せられた住民ニーズ(別紙参照)】
- 潜在化している住民ニーズを把握する取り組み。

# 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿の位置づけ

「河川レンジャー」については、淀川水系河川整備計画で提起され、琵琶湖河川事務所管内では、平成18年度に「河川レンジャー制度」が制度化された。それ以降、当制度に基づく河川レンジャー活動が展開されてきたが、平成24年度に、今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について、ワーキングによるレビューに基づく答申が行われた。ここに示す、「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」は、当答申に基づいて明文化するものである。

## ■ 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)

河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて活動の充実を図る。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

## ■ 河川レンジャー制度(現状)

○ 河川レンジャー制度運営委員会規約

・前文(抜粋)

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

・名称、目的、委員の責務、審議事項、組織等、任期、委員長・副委員長、委員会、議事、委員会の公開、事務局、規約の改正、雑則

○ 琵琶湖河川レンジャー活動要領

・趣旨、定義、責務、活動拠点、任命及び解任、活動休止及び再開、任期、活動支援、活動計画、活動報告、研修、謝金等、保険の加入、活動要領の改正

## ■ 河川レンジャー制度運営委員会 委員会レビューワーキング

「今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について(答申・抜粋)」

(1) 河川レンジャーのあるべき姿

イ) 河川レンジャー活動のあるべき原点は、住民の河川との生活の関わりの中から醸成されてきた住民の真の知恵を聴取し、この住民意見を新たな川づくりの河川整備に反映されるように努め大きな志を抱くことにあることを旨とする。

ロ) 「つなぐ」という言葉には、二つの本質的な意味がある。一つは、河川に関わる住民の真の意見を聴取するための、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」である。河川レンジャーは、この「つなぐ」を達成するために、住民の意見を極めて公平に掘り下げて聴取できるように、なんびとの利益行動にも左右されずに日常から思想と信念に関する論議獲得に努め、住民個人あるいは住民組織と接していかなければならない。二つめは、河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」である。すなわち、河川レンジャーからの住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」結果の河川管理者への報告過程である。河川管理者は、河川整備を行うにあたって、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」と河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」の二つの「つなぐ」を施策に十分に生かし反映させなければならない。

ハ) 河川レンジャー活動の理念、あるべき姿を明文化し、委員会委員ならびに河川レンジャーが活動目的の本質を認識して、これの共有を図る。

(2) 河川レンジャーの育成

イ) 開催講座の継続的開催

ロ) 相互理解を図るための交流の場

(3) 河川レンジャー活動成果の評価

イ) 委員会が河川レンジャー制度の理念、目標を明確に提示できるといふ前提で、河川レンジャーの個別の活動について、その理念、目標の達成度を評価する。

ロ) 河川レンジャー活動総体としての全体評価

(4) 委員会の果たすべき役割

イ) 委員会委員の関与

ロ) 委員会及び委員の役割

ハ) 河川レンジャーと委員とのコミュニケーション

## ■ 河川レンジャー制度(今後)

○ 河川レンジャー制度運営委員会規約(前文(抜粋))

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

○ 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

河川レンジャー活動の「理念」及び

河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」

活動テーマ設定の「視点事例」

※ 河川レンジャーの理念・あるべき姿の文章作成に基づいて、河川レンジャー制度運営委員会規約の改正が必要との判断はしない

※ 河川レンジャー活動の評価制度に関しては、河川レンジャー制度の理念・目標の明示がなされることによって、河川レンジャー個別活動評価について委員会にて検討する

※ 住民から寄せられたニーズに変化があった場合、河川管理者は、住民と行政との連携・協働により積極的に取り組まれるよう制度運営委員会に報告し、制度運営委員会は、河川レンジャーの個別活動の評価、継続審査、任命審査に活用するものとする。

## 河川レンジャー制度運営委員会規約

令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画（変更）では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会（旧河川レンジャーアドバイザー委員会）は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。

（名称）

第1条 本委員会は「河川レンジャー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、河川レンジャー制度の発展に寄与することを目的とし、その制の運用の検討、琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の任用、河川レンジャーの活動等にかかる審査等を行う。

（委員の責務）

第3条 河川レンジャー制度運営委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の目的に基づき河川レンジャー制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

（審議事項）

第4条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- （1）河川レンジャーの任命及び解任
  - （2）河川レンジャー活動要領に関する事項
  - （3）その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- （1）河川レンジャー制度の運用に関する事項
  - （2）河川レンジャーの育成及び活動
  - （3）その他委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第5条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者        | 3名程度 |
| (2) 住民           | 5名程度 |
| (3) 行政関係者(河川管理者) | 2名程度 |

(任期)

第6条 委員の任期は委嘱された日から2年間とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。

3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。

4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県大津市黒津4-2-2)内に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

改正 平成20年1月18日

平成21年6月22日

平成22年1月20日

平成28年3月7日

令和6年3月6日

## 琵琶湖河川レンジャー活動要領

### （趣旨）

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及びその周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という）の役割と活動要領について定めるものである。

### （定義）

第2条 令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画（変更）では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

### （責務）

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

### （活動拠点）

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）とする。

### （任命及び解任）

第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 河川レンジャー制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、同委員会から任命されること。
  - (2) 「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」を遵守すること。
  - (3) 成年であること。
- 2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。
- 3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。

4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議して河川レンジャーを解任するものとする。

- (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
- (2) 活動の意志がないと認められるとき。
- (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
- (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
- (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
- (6) 法令に違反する行為があったとき。
- (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室(以下「支援室」という)をウォーターステーション琵琶内におく。

- 2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー(以下「マネージャー」という)をおく。
- 3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。
- 4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。
  - (1) 河川レンジャーミーティング(以下「ミーティング」という)等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整
  - (2) ミーティングの司会・進行、議事録作成
  - (3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等
  - (4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報
  - (5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供
  - (6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。
  - (7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付
  - (8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。

- 2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任命する。
- 3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。
  - (1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整
  - (2) 河川レンジャーの方向性の確認
  - (3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ
  - (4) その他河川レンジャーの活動の継続性を持たせるための活動
- 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

- 第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。
- 2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。
  - 3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開講を要請することができるものとする。

(謝金等)

- 第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。
- 2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。
  - 3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に加入する。

2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

改正 令和6年3月6日